



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	動物園ホール使用料徴収・収納事務の委託	建設局王子動物園	1
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 月が丘1丁目12号線、井吹台北町82号線、池谷20号線)	建設局道路管理課	2
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 生田中央線)	建設局道路管理課	3
告示	令和6年度小磯記念美術館・神戸ゆかりの美術館入館料等徴収事務委託の告示	文化スポーツ局博物館小磯記念美術館	4
告示	災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定及び指定取消し	危機管理室	5
告示	災害対策基本法に基づく指定避難所の指定及び指定取消し	危機管理室	6
告示	公金事務の委託(神戸市立こうべまちづくり会館)	都市局まち再生推進課	7
告示	垂水漁港岸壁・物揚場に係る使用料の徴収事務	経済観光局農水産課	8
告示	垂水漁港車両整理場に係る使用料の徴収	経済観光局農水産課	9
告示	計量法による定期検査に係る手数料の徴収事務の委託	地域協働局消費生活センター	10
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	11
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	12
告示	生活保護法等による指定医療機関の指定の辞退	福祉局くらし支援課	13
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	14
告示	生活保護法等による指定介護機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	16
告示	生活保護法等による指定介護機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	17
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	18
告示	生活保護法等による指定施術者の名称等の変更	福祉局くらし支援課	19
告示	生活保護法等による指定施術者の事業の廃止	福祉局くらし支援課	20

種類	件名	所管部署	ページ
告示	指定納付受託者の指定	企画調整局デジタル戦略部	21
公告	農地の利用権設定に関する計画の公告	農業委員会事務局	22
公告	神戸市市民公園条例による市民の木等の指定	建設局公園部魅力創造課	33
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ショッピングプラザ エスパ星陵台)	経済観光局経済政策課	34
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(サザンモール六甲B612、サザンモール2nd street)	経済観光局経済政策課	35
公告	建築協定書の公開による意見の聴取(パナホームシティ西神南Ⅰ・Ⅱ)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	38
公告	開発行為に関する工事の完了(垂水区多聞町 他1)	都市局都市計画課	39
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の廃止	水道局配水課	40
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の指定	水道局配水課	41
人事委員会	神戸市職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局任用課	42
人事委員会	職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則	人事委員会事務局任用課	48
人事委員会	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局任用課	52

神戸市告示第647号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により王子動物園動物科学資料館動物園ホールの使用料の徴収・収納事務を次のとおり委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

名称	所在地	委託期間
公益財団法人神戸市公園緑化協会	神戸市須磨区緑台	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

神戸市告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和6年4月3日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年4月16日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月2日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	月が丘1丁目12号線	神戸市西区月が丘1丁目5番1地先から 神戸市西区月が丘1丁目5番8地先まで	119.80	最大 4.00 最小 4.00
市道	井吹台北町82号線	神戸市西区井吹台北町3丁目24番地先から 神戸市西区井吹台北町5丁目10番地先まで	2120.90	最大 10.50 最小 10.00
市道	池谷20号線	神戸市西区井吹台北町3丁目32番地先から 神戸市西区櫛谷町池谷字苗代ノ内444番4地先まで	648.80	最大 23.00 最小 8.00

神戸市告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年4月3日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年4月16日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月2日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	生田中央線	神戸市西区伊川谷町有瀬字 屋敷ノ前1395番1地先から 神戸市西区伊川谷町有瀬字 屋敷ノ前1395番4地先まで	新	14.10	最大 6.40 最小 6.30
			旧	14.10	最大 5.80 最小 5.70

神戸市告示第5号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、美術館に係る入館料等の徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月2日

神戸市長 久元喜造

1 美術館名及び受託者

美術館名	受託者
神戸市立小磯記念美術館	神戸市中央区海岸通4-3-17 株式会社インフィクリエ 代表取締役 柴田 松美
神戸ゆかりの美術館	大阪市福島区福島3丁目7-39-611 株式会社フィールズ 代表取締役 中山 徳子

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

神戸市告示第6号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の4第1項及び同条の6第1項の規定により、指定緊急避難場所を指定し、及び指定を取消したので、第49条の4第3項及び同条の6第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月2日

神戸市長 久元喜造

1 指定

①指定日

令和6年4月1日

②指定内容

施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類					指定避難所との重複
		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	津波	大規模な火事	
東灘高校	神戸市東灘区深江浜町50番	1	1		1		○
須磨友が丘高校	神戸市須磨区友が丘1丁目1番5	1	1		1		○

2 指定取消し

①指定取消し日

令和6年3月31日

②指定取消し内容

施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類					指定避難所との重複
		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	津波	大規模な火事	
塩屋台自治会館	神戸市垂水区塩屋台1丁目21番	1	1		1		○

※「対象とする異常な現象の種類」の凡例

災害対策基本法では、政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならないと定められていることから、各指定緊急避難場所が対象とする異常な現象の種類に「1」を記入している。

神戸市告示第7号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項及び同条第2項において読み替える同法第49条の6第1項の規定により、指定避難所を指定し、及び指定を取消したので、第49条の7第2項において読み替える同条の4第3項及び同条の6第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月2日

神戸市長 久元喜造

1 指定

①指定日

令和6年4月1日

②指定内容

施設名	住所	指定緊急避難場所との重複
須磨友が丘高校	神戸市須磨区友が丘1丁目1番5	○

2 指定取消し

①指定取消し日

令和6年3月31日

②指定取消し内容

施設名	住所	指定緊急避難場所との重複
塩屋台自治会館	神戸市垂水区塩屋台1丁目21番	○

神戸市告示第8号

神戸市立こうべまちづくり会館条例（以下「条例」という。）の規定に基づく使用料等の徴収業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和6年4月2日

神戸市長 久元喜造

1 業務名

条例の規定に基づく使用料等の徴収業務

2 指定公金事務取扱者

(1) 名称 特定非営利活動法人神戸まちづくり研究所  
理事 野崎 隆一

(2) 事務所の所在地 神戸市東灘区深江北町4丁目8番19-202号

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和6年3月18日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和6年4月1日

5 委託する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

条例別表（第8条関係）の使用料

7 連絡先

(1) 担当 神戸市都市局まち再生推進課

(2) 電話 078(595)6732

神戸市告示第9号

地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第158条第1項の規定により，垂水漁港岸壁・物揚場に係る使用料の徴収事務を次の者に委託したので告示する。

令和6年4月2日

神戸市長 久 元 喜 造

委託先住所：神戸市垂水区平磯3丁目1番10号

氏名：神戸市漁業協同組合 代表理事組合長 山田 智昭

委託期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

神戸市告示第10号

地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第158条第1項の規定により、垂水漁港車両整理場に係る使用料の徴収事務を次の者に委託したので告示する。

令和6年4月2日

神戸市長 久 元 喜 造

委託先住所：神戸市垂水区平磯3丁目1番10号

氏名：神戸市漁業協同組合 代表理事組合長 山田 智昭

委託期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

神戸市告示第11号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、神戸市指定定期検査機関が実施する定期検査に係る手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月2日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

一般社団法人 神戸市計量士会

会長 奥田 啓二

神戸市中央区東町116の2

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

神戸市告示第12号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年4月2日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	指定年月日
看護クラーク神戸	神戸市兵庫区材木町1番10号	令和6年2月1日
神戸医療福祉センター ひだまり	神戸市中央区日暮通5丁目5番8号	令和6年4月1日
訪問看護ステーション HPH	神戸市垂水区向陽2丁目6番18号	令和6年3月1日

# 令和6年4月2日 神戸市公報第3853号

## 神戸市告示第13号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年4月2日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	廃止年月日
田上歯科医院	神戸市長田区菅原通4丁目29号	平成30年8月11日
ベニバナ薬局	神戸市垂水区旭が丘2丁目1番29号	令和6年2月29日
看護クラーク神戸	神戸市兵庫区御崎町1丁目3番7号	令和6年1月31日

神戸市告示第14号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年4月2日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
谷岡歯科クリニック	神戸市灘区六甲町3丁目4番18号	令和6年3月31日

神戸市告示第15号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年4月2日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
(新)さるびあケアプランセンター  (旧)長田在宅福祉センター	(新)神戸市長田区若松町4丁目2番15号  (旧)神戸市長田区腕塚町2丁目1番28号	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会	神戸市中央区磯上通3丁目1番32号	令和6年2月1日	居宅介護支援（ケアプラン作成） 介護予防通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護
ゆう・たるみ	(新)神戸市垂水区本多聞2丁目24番15号  (旧)神戸市垂水区本多聞3丁目6番12号	株式会社ゆうの縁	神戸市垂水区本多聞2丁目24番15号	令和5年8月1日	訪問介護 訪問入浴介護 居宅介護支援（ケアプラン作成） 介護予防訪問入浴介護 訪問型サービス（独自） その他の生活支援サービス（その他／定率）
ケアサービスおれんじペコ	(新)神戸市須磨区北落合1丁目1番4号  (旧)神戸市須磨区北落合5丁目6番24号	合同会社Ray of Hope	神戸市須磨区北落合1丁目1番4号	令和5年8月1日	訪問介護 訪問型サービス（独自） その他の生活支援サービス（その他／定率）

<p>デイサービスセンター紬</p>	<p>(新)神戸市垂水区本多聞2丁目24番15号  (旧)神戸市垂水区神陵台7丁目3番10号</p>	<p>株式会社ゆうの縁</p>	<p>神戸市垂水区本多聞2丁目24番15号</p>	<p>令和5年8月1日</p>	<p>地域密着型通所介護 通所型サービス（独自）</p>
<p>Sunny Lab.</p>	<p>(新)神戸市長田区大塚町9丁目3番地15  (旧)神戸市長田区丸山町3丁目2番42号</p>	<p>株式会社Sunny Lab.</p>	<p>神戸市長田区高東町3丁目1番2号</p>	<p>令和6年3月1日</p>	<p>訪問介護 訪問型サービス（独自）</p>

神戸市告示第16号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定より、当該指定介護機関の事業を休止したとして届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

令和6年4月2日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる 介護事業所の名称	当該変更にかかる 介護事業所の 所在地	介護事業者 の名称	介護事業者の 主たる事務所 の所在地	休止年月 日	サービス種類
アースサポート神戸灘（居宅介護支援）	神戸市灘区将軍通3丁目4番19号	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1丁目4番14号	令和6年3月31日	居宅介護支援（ケアプラン作成）

神戸市告示第17号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年4月2日

神戸市長 久 元 喜 造

当該変更にかかる 介護事業所の名称	当該変更にかかる 介護事業所の 所在地	介護事業者 の名称	介護事業者の 主たる事務所 の所在地	廃止年月 日	サービス種類
アースサポート神 戸長田	神戸市長田区松 野通3丁目7番 21号	アースサポ ート株式会 社	東京都渋谷区 本町1丁目8 番7号	令和6年 3月31日	訪問介護 介護予防訪問 介護

神戸市告示第18号

次の施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 2 日

神戸市長 久 元 喜 造

1. あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
大月 京子（まごころマッサージ院）	大月 京子	神戸市灘区森後町1丁目2番5号	令和 6 年 2 月 22 日

2. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
浅田 珠美（訪問マッサージエガオプラス）	浅田 珠美	神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号	令和 6 年 3 月 1 日
西原 綾乃（チヨウ鍼灸整骨院）	西原 綾乃	神戸市垂水区名谷町字湯屋谷2251番地	令和 6 年 3 月 1 日
大月 京子（まごころマッサージ院）	大月 京子	神戸市灘区森後町1丁目2番5号	令和 6 年 2 月 22 日

3. 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
新川 健人（板宿げんき整骨院）	新川 健人	神戸市須磨区飛松町2丁目2番地1	令和 5 年 12 月 1 日

神戸市告示第19号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定により、当該指定を受けた施術者の開設している施術所の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年4月2日

神戸市長 久元喜造

1. あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
眞田 力（まごころマッサージ院）	眞田 力	(新)神戸市灘区森後町1丁目2番5号 (旧)神戸市灘区森後町1丁目2番5号	令和6年 3月1日
山本 健（まごころマッサージ院）	山本 健	(新)神戸市灘区森後町1丁目2番5号 (旧)神戸市灘区森後町1丁目2番5号	令和6年 3月1日
山口 勝敬（まごころマッサージ院）	山口 勝敬	(新)神戸市灘区森後町1丁目2番5号 (旧)神戸市灘区森後町1丁目2番5号	令和6年 3月1日
吉田 和弘（まごころマッサージ院）	吉田 和弘	(新)神戸市灘区森後町1丁目2番5号 (旧)神戸市灘区森後町1丁目2番5号	令和6年 3月1日
藤崎 義成（まごころマッサージ院）	藤崎 義成	(新)神戸市灘区森後町1丁目2番5号 (旧)神戸市灘区森後町1丁目2番5号	令和6年 3月1日
佐藤 亮太郎（まごころマッサージ院）	佐藤 亮太郎	(新)神戸市灘区森後町1丁目2番5号 (旧)神戸市灘区森後町1丁目2番5号	令和6年 3月1日
大月 京子（まごころマッサージ院）	大月 京子	(新)神戸市灘区森後町1丁目2番5号 (旧)神戸市灘区森後町1丁目2番5号	令和6年 3月1日

2. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	変更年月日
吉田 和弘（まごころマッサージ院）	吉田 和弘	(新)神戸市灘区森後町1丁目2番5号 (旧)神戸市灘区森後町1丁目2番5号	令和6年 3月1日
佐藤 亮太郎（まごころマッサージ院）	佐藤 亮太郎	(新)神戸市灘区森後町1丁目2番5号 (旧)神戸市灘区森後町1丁目2番5号	令和6年 3月1日
大月 京子（まごころマッサージ院）	大月 京子	(新)神戸市灘区森後町1丁目2番5号 (旧)神戸市灘区森後町1丁目2番5号	令和6年 3月1日

神戸市告示第20号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年4月2日

神戸市長 久 元 喜 造

1. あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
小田 雄司（まごころ マッサージ院）	小田 雄司	神戸市灘区森後町1丁目2番5号	令和6年3 月1日
小谷 泰久（まごころ マッサージ院）	小谷 泰久	神戸市灘区森後町1丁目2番5号	令和6年3 月1日
池田 教夫（まごころ マッサージ院）	池田 教夫	神戸市灘区森後町1丁目2番5号	令和6年3 月1日
土井 勇輝（まごころ マッサージ院）	土井 勇輝	神戸市灘区森後町1丁目2番5号	令和6年3 月1日
二川 武司（まごころ マッサージ院）	二川 武司	神戸市灘区森後町1丁目2番5号	令和6年3 月1日
徳永 早代（まごころ マッサージ院）	徳永 早代	神戸市灘区森後町1丁目2番5号	令和6年3 月1日

2. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
徳永 早代（まごころ マッサージ院）	徳永 早代	神戸市灘区森後町1丁目2番5号	令和6年3 月1日

神戸市告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月2日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者  
東京都港区高輪1丁目3番13号 NBF高輪ビル6階  
ソニーペイメントサービス株式会社  
代表取締役 中村 英彦
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入等  
キャッシュレス決済を利用して納付する証明書交付等申請にかかる手数料、その他経費
- 3 指定納付受託者による納付の委託を開始する日  
令和6年4月1日

神戸市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和6年3月21日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

令和6年4月2日 神戸市公報第3853号

(1) 一般

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日 終了年月日	貸借料 物			
			認定面積㎡					
神戸市北区道場町 芝野 博章	神戸市北区道場町 田中 秀和	北区道場町平田字段ノ垣内 98 北区道場町平田字イヤノ川原 835	田 1,755 田 1,606	本公告日 令和8年12月31日	17,550円/1筆 16,060円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年に係る借賃の 全額を甲の住所へ持 参する。
神戸市北区道場町 伊藤 泰弘	神戸市北区道場町 大橋 唯郎	北区道場町塩田字城ノ下 1994-1 北区道場町塩田字城ノ下 1999 北区道場町塩田字城ノ下 2000 北区道場町塩田字城ノ下 2001 北区道場町塩田字城ノ下 2002-1	田 1,177 田 882 田 942 田 1,447 田 988	本公告日 令和8年12月31日	玄米6.5kg/1筆 玄米4.9kg/1筆 玄米5.2kg/1筆 玄米8kg/1筆 玄米5.4kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年に係る借賃の 全額を甲の住所へ持 参する。
神戸市北区八多町 仲 昌彦	神戸市北区八多町 梶谷 智恵子	北区八多町吉尾字西側 1441	田 2,315	本公告日 令和8年12月31日	23,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年に係る借賃の 全額を甲の住所へ持 参する。
神戸市北区八多町 仲 昌彦	神戸市北区八多町 梶谷 哲也	北区八多町吉尾字中筋 1497	田 377	本公告日 令和8年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区淡河町 乗本 俊一	神戸市北区大沢町 安座 幸作	北区大沢町日西原字石佛谷 2747 北区大沢町簾字上谷 1083	田 1,121 田 2,107	本公告日 令和10年12月31日	玄米42kg/1筆 玄米78kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年に係る借賃の 全額を甲の住所へ持 参する。
三田市狭間が丘 久山 敬二	神戸市北区長尾町 三谷 了三	北区長尾町上津字馬渡リ 5628	田 1,211	本公告日 令和10年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区山田町 西 健作	神戸市北区山田町 藤本 綱代	北区山田町原野字クノ木 21 北区山田町原野字クノ木 28	田 842 田 29	本公告日 令和15年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区山田町 西 健作	神戸市北区山田町 小田 勝也	北区山田町原野字樋詰 56 北区山田町原野字樋詰 57 北区山田町原野字樋詰 65	田 208 田 231 田 476	本公告日 令和15年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

令和6年4月2日 神戸市公報第3853号

神戸市北区淡河町 中山 舞美	神戸市北区淡河町 村上 佳久	北区淡河町野瀬字古川 682	田 1,514	本公告日 令和15年12月31日	10,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年に係る借賃の 全額を甲の住所へ持 参する。
神戸市北区淡河町 宮脇 二郎	神戸市北区淡河町 村上 佳久	北区淡河町野瀬字西前田 767 北区淡河町野瀬字西前田 769 北区淡河町野瀬字西前田 772-1 北区淡河町野瀬字西前田 780	田 1,034 田 697 田 976 田 848	本公告日 令和15年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
明石市大久保町 寺岡 茂喜	神戸市西区平野町 石井 正人	西区平野町堅田字下川原 1019	田 2,396	令和6年4月1日 令和7年3月31日	23,960円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日ま でに借賃の全額を甲 の住所へ持参する。
神戸市垂水区西舞子 中野 信吾	姫路市広畑区小坂 政井 修	西区平野町堅田字北西山 1155	田 430	令和6年4月1日 令和7年3月31日	5,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日ま でに借賃の全額を甲 の住所へ持参する。
神戸市西区榎谷町 平山 義人	神戸市西区神出町 中嶋 大貴	西区神出町池田字池川南へり中 228-1 西区神出町池田字池川南へり中 228-2 西区神出町池田字池川南へり中 228-3	田 1,367 田 671 田 600	令和6年4月1日 令和7年3月31日	10,000円／1筆 5,000円／1筆 5,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日ま でに借賃の全額を甲 の住所へ持参する。
神戸市垂水区舞子台 孫 伊亮	神戸市西区伊川谷町 定連 仁	西区伊川谷町小寺字柿谷 468-31	畑 2,632	本公告日 令和8年3月31日		使用貸借権設定	普通畑として利用	
神戸市西区押部谷町 濱田 篤郎	神戸市西区榎谷町 後藤 早百合	西区榎谷町栃木字平松 1173	畑 2,140	令和6年4月1日 令和9年3月31日	20,000円／1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市西区平野町繁田589 合同会社エースクール 代表社員 田中 康晃	神戸市西区平野町 橋本 高博	西区平野町常本字庄界 82-1 西区平野町常本字坂ノ下 401	田 2,883 田 3,012	令和6年4月1日 令和9年3月31日	27,500円／1筆 28,800円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。
三木市志染町 金田 竜馬	神戸市西区平野町 藤田 博視	西区平野町中津字大貝 553-2	田 1,273	令和6年4月1日 令和9年3月31日	30,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。

令和6年4月2日 神戸市公報第3853号

神戸市西区伊川谷町 定連 仁	明石市太寺 大森 義夫	西区伊川谷町小寺字ハザカ 80 西区伊川谷町小寺字上カイ 168 西区伊川谷町小寺字タンゾ 333	田 3,051 田 1,882 田 1,632	令和6年4月1日 令和9年3月31日	61,020円／1筆 18,820円／1筆 16,320円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市西区榎谷町 井上 博嗣	神戸市西区北別府町 二星 瑛次	西区榎谷町松本字小田 986-1	田 2,597	令和6年4月1日 令和9年3月31日	玄米90kg／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市垂水区西舞子 中野 信吾	神戸市西区榎谷町 二星 せつ子	西区榎谷町松本字東山 1170	畑 1,817	令和6年4月1日 令和9年3月31日	20,000円／1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。
明石市大久保町 山野 雅之	神戸市西区岩岡町 藤田 小糸	西区岩岡町印路字下四ツ塚 53-1	田 2,864	本公告日 令和9年3月31日	13,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。
神戸市西区伊川谷町 清水 昭人	神戸市西区伊川谷町 松下 勇	西区伊川谷町長坂字玉子原 455	田 3,019	令和6年4月1日 令和11年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
明石市小久保 五島 隆久	神戸市西区榎谷町 柳瀬 敏勝	西区榎谷町長谷字社町上 281	田 631	本公告日 令和10年3月31日	2,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。
神戸市西区押部谷町 濱田 篤郎	神戸市西区榎谷町 雪永 博子	西区榎谷町栃木字西ヶ市 1139	畑 813	令和6年4月1日 令和11年3月31日	6,200円／1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。
神戸市西区押部谷町 川西 巖	神戸市西区押部谷町 上谷 寛治	西区押部谷町西盛字職垣内 719-1	田 2,397	本公告日 令和10年3月31日	23,970円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市西区平野町 谷 昌治	神戸市西区平野町 藤本 浩亘	西区平野町壱田字茶垣内 124 西区平野町壱田字井元 910 西区平野町壱田字三ノ川原 946	田 2,142 田 1,349 田 2,742	令和6年4月1日 令和11年3月31日	10,000円／1筆 5,000円／1筆 15,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。

令和6年4月2日 神戸市公報第3853号

神戸市西区平野町繁田589 合同会社エースクール 代表社員 田中 康晃	神戸市西区平野町 藤本 靖夫	西区平野町常本字西ノ口 230	田 3,124	令和6年4月1日 令和11年3月31日	44,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。
明石市大久保町 楊 世栄	神戸市西区岩岡町 近藤 清市	西区岩岡町岩岡字西場 875-1	田 3,371	令和6年4月1日 令和11年3月31日	40,452円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。
神戸市長田区五位ノ池町 桶谷 光弘	神戸市西区榎谷町 二星 利男	西区榎谷町松本字才ノ木 954	田 2,522	令和6年4月1日 令和11年3月31日	46,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市長田区五位ノ池町 桶谷 光弘	神戸市西区榎谷町 二星 せつ子	西区榎谷町松本字三本松 1089	1,647の内1,000	令和6年4月1日 令和11年3月31日	19,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市西区押部谷町 藤本 隆司	神戸市西区押部谷町 寺口 和吉	西区押部谷町高和字上ヶ田 409 西区押部谷町高和字上ヶ田 421 西区押部谷町高和字大坪 777-1 西区押部谷町高和字大坪 777-2	田 294 田 1,249 田 1,014 田 1,395	令和6年4月1日 令和11年3月31日	5,000円／1筆 23,900円／1筆 19,400円／1筆 26,700円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市西区平野町 藤田 和夫	神戸市西区平野町 藤田 真世 神戸市西区平野町 富岡 伸幸	西区平野町中津字橋爪 156-2	田 937	令和6年4月1日 令和11年3月31日	12,015円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市西区神出町 西馬 英記	京都府宇治市宇治矢落 山下 稔子	西区神出町田井字田井前 427 西区神出町田井字池ノ下 1354 西区神出町田井字寄山 2112	田 455 田 590 田 1,032	令和6年4月1日 令和11年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区井吹台東町 芦田 賢太郎	神戸市西区伊川谷町 盛脇 格	西区神出町宝勢字浦側 4263	田 2,931	令和6年4月1日 令和11年3月31日	14,655円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。

令和6年4月2日 神戸市公報第3853号

神戸市西区伊川谷町 國吉 典行	神戸市西区前開南町 北野 哲	西区伊川谷町前開字土田井 1602	田 1,296	令和6年4月1日 令和16年3月31日	10,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市垂水区西舞子 中野 信吾	神戸市西区平野町 中垣 千鶴	西区平野町壱田字北西山 1157	田 852	令和6年4月1日 令和16年3月31日	10,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。
明石市魚住町 橋本 直	神戸市西区岩岡町 井上 和弘 神戸市西区岩岡町 井上 多津子	西区岩岡町古郷字福吉西 2725-1	田 894	令和6年4月1日 令和16年3月31日	8,940円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市兵庫区塚本通 藤澤 激久	神戸市西区竜が岡 小泉 和男	西区岩岡町古郷字福吉 380-2 西区岩岡町古郷字福吉 385-2	田 2,144の内1,000 田 1,382の内900	令和6年4月1日 令和16年3月31日	13,000円／1筆 37,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。

令和6年4月2日 神戸市公報第3853号

(2) 中間管理事業

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目 認定面積㎡	開始年月日 終了年月日	貸借料 物			
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	伊丹市梅ノ木 上り口 寛武	北区道場町塩田字沖代 519	田 1,605	令和6年4月1日 令和16年3月31日	16,050円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。
神戸市北区道場町 塚本 博己	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中旬に甲の指定する方法で支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市北区道場町 宇津 英人	北区道場町塩田字東灯籠 729-1	田 1,057	令和6年4月1日 令和16年3月31日	10,570円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。
神戸市北区道場町 塚本 博己	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中旬に甲の指定する方法で支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市北区淡河町 辻井 正	北区淡河町北畑字北谷 900	田 1,805	令和6年4月1日 令和16年3月31日	19,855円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。
神戸市北区淡河町 中西 重喜	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中旬に甲の指定する方法で支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市北区八多町 岡那 優	北区八多町下小名田字四反田廻り 863 北区八多町下小名田字町田 984 北区八多町下小名田字町田 985 北区八多町下小名田字町田 988 北区八多町下小名田字町田 991	田 2,217 田 292 田 2,102 田 800 田 1,495	令和6年4月30日 令和16年4月30日	6,600円/1筆 900円/1筆 6,300円/1筆 2,400円/1筆 4,500円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。

令和6年4月2日 神戸市公報第3853号

神戸市北区淡河町 中西 重喜	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘								毎年度11月中旬に甲の指定する方法で支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市北区八多町 岡那 隆司	北区八多町下小名田字四反田廻り 864	田 479	令和6年4月30日 令和16年4月30日	1,500円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。	
神戸市北区淡河町 中西 重喜	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中旬に甲の指定する方法で支払う。	
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区押部谷町高和字北山1440-1 農事組合法人 高和第一生産組合 代表理事 藤本 偉良	西区押部谷町高和字北山 1440-1	原野 286,580の内 8,000	令和6年4月1日 令和16年3月31日	10,000円/1筆	貸借権設定	普通畑として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。	
神戸市北区清和台 池田 秀平	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中旬に甲の指定する方法で支払う。	
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区押部谷町 藪内 節子	西区押部谷町押部字今井 781 西区押部谷町押部字今井 805 西区押部谷町押部字今井 810	田 2,171 田 1,458 畑 1,676	令和6年4月30日 令和16年4月30日	21,710円/1筆 14,580円/1筆 11,732円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。	
神戸市北区小倉台 田坂 直之	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘						普通畑として利用		毎年度11月中旬に甲の指定する方法で支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区押部谷町 田坂 修司	西区押部谷町細田字平町 1053	田 2,181	令和6年4月30日 令和17年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用		
神戸市北区小倉台 田坂 直之	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘								

令和6年4月2日 神戸市公報第3853号

神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区押部谷町 武川 眞佐子	西区押部谷町高和字大坪 779-1 西区押部谷町高和字大坪 779-2	田 1,386 田 943	令和6年4月30日 令和16年4月30日	13,860円/1筆 9,430円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。
神戸市北区小倉台 田坂 直之	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中旬に甲の指定する方法で支払う。
年齢 35歳 経営面積 10,642㎡ 経営作物 野菜 農業従事者数 1人		計2筆	2,329	11年				
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区平野町 茨木 勲	西区平野町大野字下石田 28	田 2,854	令和6年4月30日 令和16年4月30日		使用貸借権設定	水田として利用	
明石市貴崎 木内 知恵	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
年齢 42歳 経営面積 1,809㎡ 経営作物 野菜 農業従事者数 1人		計1筆	2,854	11年				
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区神出町 田中 妙子	西区神出町北字芝垣内 62 西区神出町北字芝垣内 76 西区神出町北字芝垣内 77-1 西区神出町北字芝垣内 83-1 西区神出町北字芝垣内 90-1	田 2,164 田 1,959 田 540 田 480 田 1,918	令和6年4月30日 令和16年4月30日	27,050円/1筆 24,487円/1筆 6,750円/1筆	賃貸借権設定 賃貸借権設定 賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。
神戸市西区神出町北465-3 神出ファームビレッジ内 農事組合法人 神出北営農組合 代表理事 西馬 伸彦	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘				23,975円/1筆	使用貸借権設定 賃貸借権設定		毎年度11月中旬に甲の指定する方法で支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区神出町 田岡 久子	西区神出町北字細庵 110-1 西区神出町北字細庵 110-2 西区神出町北字大北 839 西区神出町北字大北 840	田 829 田 770 田 1,738 田 1,655	令和6年4月30日 令和16年4月30日	10,362円/1筆 9,625円/1筆 21,725円/1筆 20,687円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。
神戸市西区神出町北465-3 神出ファームビレッジ内 農事組合法人 神出北営農組合 代表理事 西馬 伸彦	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中旬に甲の指定する方法で支払う。

令和6年4月2日 神戸市公報第3853号

神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区神出町 田中 由香	西区神出町北字大北 842	田 2,811	令和6年4月30日 令和16年4月30日	35,137円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙の指定する方法で支払う。
神戸市西区神出町北465-3 神出ファームビレッジ内 農事組合法人 神出北営農組合 代表理事 西馬 伸彦	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中に甲の指定する方法で支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	明石市松の内 山口 泰寛	西区神出町宝勢字大道池尻 2666	畑 2,290の内550	令和6年3月31日 令和16年3月31日	2,800円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年度12月中に乙の指定する方法で支払う。
尼崎市昭和通 繁田 純一	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中に甲の指定する方法で支払う。

令和6年4月2日 神戸市公報第3853号

(3) 解除条件付

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目 認定面積 m <sup>2</sup>	開始年月日 終了年月日	貸借料物			
神戸市西区伊川谷町布施畑578 株式会社リアルエステート中野 代表取締役 中野 邦彦	神戸市西区伊川谷町 吉田 茂	西区伊川谷町前開字刈畑 843 西区伊川谷町前開字刈畑 844-1	田 1,349 田 1,339	令和6年4月1日 令和7年3月31日	10,000円/1筆 10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市垂水区西舞子 岡 達也	神戸市西区玉津町 志波 かおり	西区平野町中津字柳ヶ坪 2712	田 2,433の内100	本公告日 令和8年3月31日	2,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。

神戸市公告

神戸市市民公園条例（昭和51年4月条例第16号）第27条の規定により、次のとおり市民の木等に指定したので、同条第3項の規定により公告します。

令和6年4月2日

神戸市長 久 元 喜 造

1 市民の木に指定した樹木

指定番号	所在地	樹種
57	神戸市長田区野田町7丁目4番	クスノキ1本

2 市民の森に指定した樹木の集団

指定番号	所在地	面積	樹種
43	神戸市北区有野町唐櫃字六甲山4512番587の一部	39,400㎡	アカマツ、コナラ、ソヨゴ、ツバキ、ヒサカキなど
44	神戸市北区長尾町上津字富安3948番、3951番1	11,622㎡	イチョウ・コブシ・サルスベリ・コナラ・ヒノキ・アキニレ・シイ・アセビなど
45	神戸市北区山田町坂本字丹生山1番1ほか、山田町坂本字文垣400番ほか	1,026,356㎡	ヒノキ、スギ、コナラ、アカガシ、ヤマザクラ、シイなど

3 市民の森の指定面積を変更した樹木の集団

指定番号	所在地	追加面積	合計面積	樹種
34	神戸市北区上津台4丁目20番4の一部	8965㎡	23,279㎡	アカマツ、コナラ、ソヨゴ、ツバキ、ヒサカキなど

4 指定の年月日

令和6年4月1日

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和6年4月2日から4月以内に神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和6年4月2日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングプラザ エスパ星陵台  
神戸市垂水区星陵台4丁目4番31号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名または名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
三菱HCキャピタル株式会社	東京都千代田区丸の内 1丁目5番1号	代表取締役 柳井 隆博

(変更後)

氏名または名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
三菱HCキャピタル株式会社	東京都千代田区丸の内 1丁目5番1号	代表取締役 久井 大樹

3 変更の年月日及び変更する理由

令和5年4月1日 代表者氏名変更のため

4 届出年月日

令和6年1月10日

5 縦覧期間

令和6年4月2日から令和6年8月2日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号  
三宮ビル東館4階  
神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和6年4月2日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和6年4月2日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サザンモール六甲B612、サザンモール2nd street

神戸市灘区新在家南町1丁目 他

2 変更した事項

(1)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
小泉製麻株式会社	神戸市灘区新在家南町1丁目2番1号	代表取締役 小泉 康史
株式会社アクタス	東京都新宿区新宿2丁目19番1号	代表取締役 休山 昭
トレック・ジャパン株式会社	兵庫県西宮市大井手町7番28号	代表取締役 田村 芳隆
株式会社カラーズ	神戸市灘区桜口町4丁目1番1号 ウエルブ六甲道4番街1番館	代表取締役 佐藤 種夫
アクサス株式会社	徳島市山城西4丁目2番地	代表取締役 久岡 卓司
株式会社イトウゴフク	岡山市南区千鳥町5番1号	代表取締役 伊藤 龍夫
株式会社アルペン	名古屋市中区丸の内2丁目9番40号	代表取締役 水野 敦之
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	代表取締役 大村 浩一
株式会社G-7ホールディングス	神戸市須磨区弥栄台2丁目1番地の3	代表取締役 金田 達三

株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪 4丁目 30番 16号	代表取締役 町野 雅俊
有限会社パル	神戸市北区藤原台南町 4丁目 21番 3号	代表取締役 尾山 亮
株式会社ビジョンメガネ	大阪市西区南堀江 3丁目 14番 12号	代表取締役 安東 晃一
株式会社アミーゴ	東京都千代田区神田多町 2丁目 1番地	代表取締役 中村 友秀
他 1名と未定 1店舗		

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
小泉製麻株式会社	神戸市灘区新在家南町 1丁目 2番 1号	代表取締役 小泉 康史
株式会社アクタス	東京都新宿区新宿 2丁目 19番 1号	代表取締役 村田 謙
トレック・ジャパン株式会社	兵庫県西宮市大井手町 7番 28号	代表取締役 フィリップ・トマス・マッグレイド
株式会社カラーズ	神戸市灘区桜口町 4丁目 1番 1号 ウエルブ六甲道 4番街 1番館	代表取締役 佐藤 種夫
アクサス株式会社	徳島市山城西 4丁目 2番地	代表取締役 久岡 卓司
株式会社イトウゴフク	岡山市南区千鳥町 5番 1号	代表取締役 伊藤 龍夫
株式会社アルペン	名古屋市中区丸の内 2丁目 9番 40号	代表取締役 水野 敦之
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266番地の 1	代表取締役 大村 浩一
株式会社G-7ホールディングス	神戸市須磨区弥栄台 2丁目 1番地の 3	代表取締役 岸本 安正
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪 4丁目 30番 16号	代表取締役 町野 雅俊
有限会社パル	神戸市北区藤原台南町 4丁目 21番 3号	代表取締役 尾山 亮
株式会社デジウェーブ	兵庫県西宮市霞町 5番 43号 100	代表取締役 冬木 優也

株式会社ビジョンメガネ	大阪市西区南堀江3丁目14番12号	代表取締役 安東 晃一
株式会社アミーゴ	東京都千代田区神田多町2丁目1番地	代表取締役 中村 友秀
株式会社つゆき	徳島市籠屋町2丁目20番地	代表取締役 露木 寛之
他1名		

- 3 変更の年月日  
令和5年7月13日
- 4 変更する理由  
入店等のため
- 5 届出年月日  
令和6年1月11日
- 6 縦覧期間  
令和6年4月2日から令和6年8月2日まで
- 7 縦覧場所  
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号  
三宮ビル東館4階  
神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和6年4月2日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称  
パナホームシティ西神南Ⅰ・Ⅱ建築協定
- 2 建築協定区域の位置  
神戸市西区井吹台北町1丁目1番2 他
- 3 公開による意見の聴取の開催日時  
令和6年4月9日（火）  
10時00分から10時30分まで
- 4 公開による意見の聴取の場所  
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号  
三宮国際ビル6階  
建築住宅局602会議室
- 5 連絡先  
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号  
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課  
電話(078)595-6555

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年4月2日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区多聞町字小東山 868 番 1372 の一部、868 番 1413

開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区丸の内1丁目6番5号

三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社

代表取締役 西喜多 浩

許可番号

令和5年11月24日 第8153号

（変更許可 令和6年1月29日 第2097号

変更許可 令和6年2月27日 第2101号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市中央区下山手通2丁目5番6、5番7、5番8、5番9、5番10

開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区西新宿1丁目26番2号

野村不動産株式会社

代表取締役 松尾 大作

許可番号

令和6年1月22日 第8164号

（変更許可 令和6年2月29日 第2102号）

神戸市水道告示第1号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和6年4月2日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
42209	A K i 設備	神戸市須磨区 多井畑南町 33 番地の 6	南出 佳世	令和6年3月30日

神戸市水道告示第2号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和6年4月2日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42344	たすカル	神戸市西区伊川谷町 長坂 884-8-104	岡田 匡弘	令和6年3月31日
42345	ダイセツ	神戸市須磨区東白川台 2丁目5-2	片岡 大輔	令和6年3月31日
42346	有限会社 ヤスオ壘店	神戸市西区岩岡町印路 877-2	安尾 一則	令和6年3月31日
42209	株式会社 AK i 設備	神戸市須磨区 多井畑南町 33 番地の 6	南出 佳世	令和6年3月31日
42347	NKワークス 株式会社	大阪府堺市西区上 539 番地 8	川端 奈津美	令和6年3月31日

神戸市職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

神戸市人事委員会事務局

委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第8号

神戸市職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市職員の定年等に関する条例施行規則（昭和60年3月人委規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条 神戸市職員の定年等に関する条例施行規則（昭和60年3月人委規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第4条 条例第9条第3項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、次の各号に定める職とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>運輸現業職員の特定管理監督職群</u> 別表4に掲げる職</p> <p>別表1～別表3 [略]</p>	<p>第4条 条例第9条第3項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、次の各号に定める職とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>別表1～別表3 [略]</p>

別表 4

交通局	自動車部部長、高速鉄道部 部長、市バス運輸サービス 課長、市バス運輸サービス 課課長、石屋川営業所長、 中央営業所長、垂水営業所 長、地下鉄運輸サービス課 長、地下鉄運輸サービス課 課長、運転統括所長、苅藻 乗務区長、駅務統括所長、 統括駅長
-----	--

第2条 神戸市職員の定年等に関する条例施行規則（昭和60年3月人委規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条 [略]	第1条 [略]
第2条 [略]	第2条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 任命権者は、条例第4条第2項の	3 任命権者は、条例第4条第2項の

規定により人事委員会の承認を得ようとするときは、勤務延長の期限の延長承認申請書を人事委員会に提出するものとする。この場合において、当該申請書には、前項の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。

- 4 任命権者は、勤務延長を行つた職員を転任させる必要がある場合には、勤務延長職員の転任承認申請書を提出して、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。

第3条 [略]

2 [略]

- 3 任命権者は、条例第9条第2項及び第4項の規定により人事委員会の承認を得ようとするときは、異動期間の延長承認申請書を人事委員会に提出するものとする。この場合において、当該申請書には、前項の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。

第4条、第5条 [略]

第6条 任命権者は、毎年7月末日までに、当該年度における勤務延長及び異動期間の延長にかかる状況、ならびに前年度における再任用の在職

規定により人事委員会の承認を得ようとするときは、勤務延長の期限の延長承認申請書(様式第1号)を人事委員会に提出するものとする。この場合において、当該申請書には、前項の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。

- 4 任命権者は、勤務延長を行つた職員を転任させる必要がある場合には、勤務延長職員の転任承認申請書(様式第2号)を提出して、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。

第3条 [略]

2 [略]

- 3 任命権者は、条例第9条第2項及び第4項の規定により人事委員会の承認を得ようとするときは、異動期間の延長承認申請書(様式第3号)を人事委員会に提出するものとする。この場合において、当該申請書には、前項の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。

第4条、第5条 [略]

第6条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年度に定年に達した職員にかかる勤務延長(異動期間の延長)状況報告書(様式第4号)及び前年度に

状況を人事委員会に報告しなければならない。

おける再任用の状況について再任用等の状況報告書(様式第5号)を人事委員会に提出し、報告しなければならない。

2 前項に規定する報告の対象となる件数が膨大になるなど任命権者において必要があると認めるときは、別紙様式に定めた報告事項の全部を記入した報告書によることができる。

別表 1

福祉局	局長、副局長、部長、和光園長、監査指導部長、政策課長、政策課課長、相談支援課長、相談支援課課長、人権推進課長、人権推進課課長、くらし支援課長、くらし支援課課長、高齢福祉課長、高齢福祉課課長、介護保険課長、介護保険課課長、障害福祉課長、障害福祉課課長、障害者支援課長、障害者支援課課長、障害者更生相談所長、監査指導部課長
[略]	[略]

別表 1

福祉局	局長、副局長、部長、和光園長、監査指導部長、政策課長、政策課課長、相談支援課長、相談支援課課長、人権推進課長、人権推進課課長、くらし支援課長、くらし支援課課長、高齢福祉課長、高齢福祉課課長、介護保険課長、介護保険課課長、障害福祉課長、障害福祉課課長、 <u>和光園課長</u> 、障害者支援課長、障害者支援課課長、障害者更生相談所長、監査指導部課長
[略]	[略]

こども家庭局	局長、副局長、部長、こども家庭センター所長、家庭支援課長、家庭支援課課長、 <u>子育て支援課長</u> 、 <u>総合療育センター所長</u> 、東部療育センター所長、西部療育センター所長、こども家庭センター副所長、こども家庭センター課長
[略]	[略]

別表 2

こども家庭局	部長、幼保振興課課長、 <u>保育所長</u> 、 <u>幼保事業課課長</u>
--------	--

別表 3

教育次長、地区統括官、 <u>教職員研修所長</u> 、部長、課長、係長、指導主事（教育職給料表(2)及び教育職給料表(5)の適用を受ける4級以上の職員及び教育職給料表(3)の適用を受ける3級の職員に限る）、神戸市立学校の校長、園長、教頭
---

別表 4

こども家庭局	局長、副局長、部長、こども家庭センター所長、家庭支援課長、家庭支援課課長、総合療育センター所長、東部療育センター所長、西部療育センター所長、こども家庭センター副所長、こども家庭センター課長
[略]	[略]

別表 2

こども家庭局	部長、幼保振興課課長
--------	------------

別表 3

教育次長、地区統括官、 <u>総合教育センター所長</u> 、部長、課長、係長、指導主事（教育職給料表(2)及び教育職給料表(5)の適用を受ける4級以上の職員及び教育職給料表(3)の適用を受ける3級の職員に限る）、神戸市立学校の校長、園長、教頭
--

別表 4

交通局	自動車部部長、高速鉄道部
-----	--------------

<p>交通局</p>	<p>自動車部部長、高速鉄道部部長、市バス運輸サービス課長、市バス運輸サービス課課長、石屋川営業所長、中央営業所長、<u>中央営業所課長</u>、地下鉄運輸サービス課長、地下鉄運輸サービス課課長、<u>運輸課長</u>、<u>運輸課課長</u>、<u>地下鉄職員研修所長</u></p>	<p>部長、市バス運輸サービス課長、市バス運輸サービス課課長、石屋川営業所長、中央営業所長、<u>垂水営業所長</u>、地下鉄運輸サービス課長、地下鉄運輸サービス課課長、<u>運転統括所長</u>、<u>苅藻乗務区長</u>、<u>駅務統括所長</u>、<u>統括駅長</u></p>
------------	---	--

様式第1号から様式第5号までを削除する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、令和6年3月26日から施行する。

職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

神戸市人事委員会事務局

委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第15号

職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第1条 職員の任用に関する規則(平成28年4月人委規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1条～第14条 [略]</p> <p>(選考により採用する場合)</p> <p>第15条 次に掲げる職員の職へ職員を採用する場合は、選考によるものとする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 神戸市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成22年3月条例第27号。以下「任期付条例」という。)第2条及び第3条の規定によ</p>	<p>第1条～第14条 [略]</p> <p>(選考により採用する場合)</p> <p>第15条 次に掲げる職員の職へ職員を採用する場合は、選考によるものとする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 神戸市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成22年3月条例第27号。以下「任期付条例」という。)第2条の規定により採用する</p>

り採用する職 (12)、(13) [略] 第16条～第47条 [略]	職 (12)、(13) [略] 第16条～第47条 [略]
--	-------------------------------------

(昇格に関する規則の一部改正)

第2条 昇格に関する規則（平成28年4月人委規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条～第8条 [略] 第8条の2 次の各号に定める者の採用時の職務の級は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) <u>次のア及びイに掲げる者（ただし、採用日以前5年以内に本市においてアまたはイに掲げる職員として勤務経験がある者に限る）</u> 第3条第2号の基準中必要とされる年数に対し、本市における採用日以前直近の育児休業代替任期付職員（次	第1条～第8条 [略] 第8条の2 次の各号に定める者の採用時の職務の級は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定により採用された者（以下「育児休業代替任期付職員」という。）</u> ただし、採用日以前5年以内に本市の育児休業代替任期付職員として勤務経験があ

のアに規定する職員をいう。以下同じ。) 及び任期付フルタイム勤務職員(次のイに規定する職員をいう。以下同じ。)としての在職年数、ならびに当該直近の在職時に本規定によって通算をした在職年数を通算した後の職務の級(2級を上限とする)

ア 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第1号の規定により採用された者

イ 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第4条の規定により採用された者

2 [略]

3 第1項各号に掲げる者の職務の級の昇格にかかる第3条第2号の基準(本市職員を離職する前と同一の番号を適用)中必要とされる年数の計算にあたっては、次の各号に定める年数を通算する。ただし、第1項第2号に掲げる者の職務の級は3級以上には昇格しないものとする。

(1) [略]

(2) 第1項第2号に掲げる者 本市

る者に限る) 第3条第2号の基準中必要とされる年数に対し、本市における採用日以前直近の育児休業代替任期付職員としての在職年数及び当該直近の在職時に本規定によって通算をした在職年数を通算した後の職務の級(採用日以前直近の育児休業代替任期付職員離職時の級を上限とする)

2 [略]

3 第1項各号に掲げる者の職務の級の昇格については、第3条第2号の基準(本市職員を離職する前と同一の番号を適用)中必要とされる年数の計算にあたっては、次の各号に定める年数を通算する。ただし、第1項第2号に掲げる者の職務の級は3級以上には昇格しないものとする。

(1) [略]

(2) 第1項第2号に掲げる者 本市

<p>における採用日以前直近の育児休業代替任期付職員及び任期付フルタイム勤務職員としての在職年数、<u>ならびに当該直近の在職時に本規定によって通算をした在職年数</u></p> <p>4 [略]</p> <p>第9条～第13条 [略]</p>	<p><u>職員在職年数(本市における採用日以前直近の育児休業代替任期付職員としての在職年数及び当該直近の在職時に本規定によって通算をした在職年数に限る。)</u></p> <p>4 [略]</p> <p>第9条～第13条 [略]</p>
--	---

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

神戸市人事委員会事務局

委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第16号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（平成28年4月人委規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第19条 [略]</p> <p>2 次に掲げる場合の採用選考は、人事委員会が、任命権者の請求に基づき、当該職を志望する者を募り、人事委員会が定める日に実施する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>障がい者</u>を対象とした区分</p> <p>(3) [略]</p>	<p>第19条 [略]</p> <p>2 次に掲げる場合の採用選考は、人事委員会が、任命権者の請求に基づき、当該職を志望する者を募り、人事委員会が定める日に実施する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>障害者</u>を対象とした区分</p> <p>(3) [略]</p>

附 則

この規則は、令和6年3月26日から施行する。